

まん延期・回復期	<ul style="list-style-type: none"> ・国内で新型インフルエンザがまん延し、入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態から、感染のピークを越え発生前の状態に回復するまでの時期 (国内で感染がまん延している状態＝まん延期) (発生する前の状態へ回復している状態＝回復期) ・最初の流行を第1波とし、その後の回復期を含めて、感染まん延期・回復期とする。
----------	--

1 計画と連携

〔相模原市の体制〕

- ・ 内閣総理大臣による非常事態宣言を受け、引き続き市長を本部長とする「相模原市新型インフルエンザ対策本部」を設置し、関係部局間の連携を強化し、全部局一体となった対策を推進する。
- ・ 予防対策、封じ込め対策などの強化のため、必要に応じて「相模原市新型インフルエンザ対策推進会議」を開催する。
- ・ 市内でのまん延に対応し、相模原市の新型インフルエンザ対策に関する医療体制の拡充を図るため「相模原市新型インフルエンザ医療対策会議」を開催する。
(健康福祉局)

〔行動計画の見直し〕

- ・ 行動計画に基づく対策の評価を行い、必要に応じて行動計画の修正を行う。(全部局)

〔情報収集〕

- ・ 世界保健機関(WHO)、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表やインターネット等を活用し、政府における症例定義の決定情報等の新型インフルエンザに関する情報収集を行う。(健康福祉局)

〔犯罪の予防・取締り〕

- ・ 引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、これらの犯罪情報の集約に努め、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進するとともに、県に対し悪質な事犯に対する取締り等の徹底を要請する。(企画財政局、市民局)

〔感染症対策の緩和〕

- ・ 厚生労働省における感染症対策の緩和の措置を受け、入院への対応等を弾力的に実施できるようにするため、入院措置の実施を中止する。（健康福祉局）

〔その他〕

- ・ 米軍と情報交換を行うなど連携を図り新型インフルエンザ対策を推進する。（企画財政局、健康福祉局）

2 サーベイランス

- ・ 患者数を継続的にモニタリングするパンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランスを実施する。（健康福祉局）
- ・ 厚生労働省の要請に基づき、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスを実施する。（健康福祉局）
- ・ 厚生労働省からの連絡により、感染症発生動向調査における通常のインフルエンザサーベイランス（定点）、疑い症例調査支援システム、クラスターサーベイランス、症候群サーベイランスを中止する。（健康福祉局）

〔ウイルス学的サーベイランスの実施〕

- ・ 定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイルス学的サーベイランスを継続する。（健康福祉局）

〔予防接種副反応迅速把握システムの実施〕

- ・ 厚生労働省の実施する、予防接種の副反応のリアルタイム把握に協力する。（健康福祉局）

3 予防と封じ込め

〔公衆衛生対策〕

- ・ 市民に対し不要不急の出国を自粛するよう勧告する。（健康福祉局）

〔市民の社会活動の自粛要請〕

- ・ 市民、各関係者に対して、次の点を勧告、周知する。（企画財政局、市民局、健康福祉局、環境経済局、教育局、関係部局）
 - 大規模施設や興行施設等不特定多数の者が集まる活動について、原則すべての活動の自粛を勧告する。

—まん延期・回復期—

- 市内の学校及び通所施設等について、臨時休業、施設閉鎖するよう各設置者に対して要請する。
 - 事業所や福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診を勧告する。
 - 市民に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨するとともに、外出自粛を勧告する。
- ・ 市内の公共施設、公共交通機関等について、感染拡大を防ぐため、利用者間の接触の機会を減らすための措置を講ずるよう、必要に応じて、国、神奈川県、関係団体等と連携して各管理者に対して協力を要請する。（市民局、健康福祉局、環境経済局、都市建設局、教育局）
 - ・ 発生地域における廃棄物排出・収集時等の感染対策を徹底する。（環境経済局）

〔在宅患者等の支援〕

- ・ 関係団体の協力を得ながら、新型インフルエンザに罹患し在宅で療養する者等の支援に努める。（健康福祉局、教育局）

抗インフルエンザウイルス薬

〔備蓄抗インフルエンザウイルス薬の放出〕

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通の動向の把握に努め、必要に応じて国及び県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬の放出を要請する。（健康福祉局）

〔抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の中止〕

- ・ 厚生労働省の要請により、患者と接触にあたった医療従事者及び社会機能維持者等に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与措置の中止について、各関係者に周知する。（健康福祉局）

ワクチン

〔ワクチンの科学的知見の収集、整理〕

- ・ 新しい分離ウイルス株を基にしたワクチン製造用候補株の見直し・開発や、パンデミックワクチンの生産の開始及び輸入ワクチンの確保の動向等に関する情報収集を行う。（健康福祉局）
- ・ ワクチン製造会社におけるプレパンデミックワクチン原液の製剤化や生産体制に

関する情報収集を行う。（健康福祉局）

〔ワクチンの接種体制〕

- ・ 厚生労働省の定めるところにより、以下のように対応する。（健康福祉局）

（プレパンデミックワクチン）

- ・ パンデミックワクチンの供給がなされるまでの間、緊急的に、医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を対象にワクチン接種場所に配分し、本人同意の上でプレパンデミックワクチンの接種を開始する。

（パンデミックワクチン）

- ・ パンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始する。
- ・ パンデミックワクチンの接種対象は全国民であるが、先行接種したプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合は、まず医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を対象に、本人同意の上で接種を行う。
- ・ 厚生労働省による、追加的ワクチンの需要見通しと、必要に応じたパンデミックワクチンの生産継続及び、供給量に一定の限界がある場合の優先接触者に関する情報収集を行う。
- ・ 第2波に備え、ワクチンの確保を検討する。（健康福祉局）

〔モニタリング〕

- ・ 接種の開始に伴って厚生労働省が行う接種実施モニタリングに協力する。（健康福祉局）

4 医療

〔患者の治療〕

- ・ 以下のように、各関係機関に周知する。（健康福祉局）
 - 新型インフルエンザ患者の入院措置の中止に伴い、原則として全医療機関において診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者に行うこととする。
 - 新型インフルエンザ患者疑いと診断された者に対して、発症48時間以内に抗インフルエンザウイルス薬により治療を行うこととする。
 - 厚生労働省から提示される抗インフルエンザウイルス薬使用に関する治療の優先順位に留意する。

〔抗インフルエンザウイルス薬の限定使用〕

- ・ 新型インフルエンザ患者及び新型インフルエンザ疑い患者以外には、抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう、医療機関に対して要請する。（健康福祉局）

〔入院治療〕

- ・ 患者の入院勧告を行わず、原則として全医療機関において新型インフルエンザ疑い患者に対する診断・治療を行う旨、各関係者に周知する。（健康福祉局）
- ・ 児童及び高齢者や障害者等の入所施設等において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段の確保に努める。（健康福祉局）
- ・ 未発生期において作成した入院患者受入可能な協力医療機関リストを基に、新型インフルエンザの入院患者の受入れを行うよう各関係機関に周知する。（健康福祉局）
- ・ 入院患者数、病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、必要に応じて利用可能な公共施設、宿泊施設等の医療機関以外の施設への患者の収容を開始する。（市民局、健康福祉局）
- ・ 新型インフルエンザに感染した多数遺体が発生し広域火葬の実施が必要となった場合、「神奈川県広域火葬計画」に基づき県及び広域火葬参加機関との連絡調整のもと広域火葬を実施する。なお、遺体からの感染を防ぐため、遺体を非透過性納体袋に収容する。（健康福祉局、市民局）
- ・ 引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、県に対し必要に応じた警戒活動等を要請する。（市民局）

5 情報提供・共有

〔情報提供〕

- ・ 保健所長を広報担当（スポークスパーソン）とする。ただし、状況等から対策本部長の発言が必要な場合においては、市長が広報担当官（スポークスパーソン）となる。（企画財政局、健康福祉局）
- ・ 随時、視聴覚媒体により市民へのメッセージを可能な限り多言語により発信するとともに、ホームページの内容等について更新する。（企画財政局、市民局、健康福祉局、教育局）
 - 相模原市内の発生状況、38℃以上の発熱など感染が疑われる症状、対応措置

について情報提供し、市民への注意喚起を行う。

- ・ 新型インフルエンザの感染拡大防止の観点から、市民が理解しやすい内容の情報提供を行う。(企画財政局、健康福祉局)
 - Q & A 形式による情報提供
 - 正しい知識の普及、推奨する感染予防策の周知(一般的な感染予防策や健康管理等)
- ・ 聴覚障害者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障害者に対する音声や点字による伝達など、障害者に配慮した情報提供を行う。(企画財政局、健康福祉局)
- ・ メディア等に対し、個人情報の保護に留意しつつ、適宜、広報担当(スポークスパーソン)から市内及び国内外の発生・対応状況について情報提供を行う。(企画財政局、健康福祉局)

〔相談窓口における対応〕

- ・ 引き続き、市民の不安を軽減するため、住民からの一般的な問い合わせに対し相談窓口で対応するとともに、国・県等とも連携して適切な対応を図る。(市民局、健康福祉局)
- ・ 相談窓口を充実する。(市民局、健康福祉局)
- ・ 引き続き、相模原市医師会等との連携調整のうえ、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置し対応する。(健康福祉局)

〔発熱相談センターの周知〕

- ・ 「広報さがみはら」やポスター、ホームページのほか、各種メディアを活用して、新型インフルエンザへの感染を疑う者に対して、まず発熱相談センターへ電話等により問い合わせることを、周知徹底する。(企画財政局、健康福祉局)

〔発熱外来の周知〕

- ・ 「広報さがみはら」やポスター、ホームページのほか、各種メディアを活用して、新型インフルエンザへの感染を疑う者に対して、まず発熱相談センターへ電話等で問い合わせた上で、発熱外来を受診することを、周知徹底する。(企画財政局、健康福祉局)